

## 宮崎広域都市計画道路の変更（宮崎市決定）

都市計画道路中 3・4・20号 大塚通線 を廃止する。

### 【変更理由】

本路線は、宮崎市大塚町地区における幹線道路である。  
今回「宮崎市都市計画道路見直しに関する基本方針」に基づき、廃止するものである。

## 【都市計画を変更する土地の区域】

都市計画道路 3・4・20号 大塚通線

削除する区域

宮崎市大塚町

字横立、字小原田、字天神後、字馬場崎、字西ノ後  
字田淵ヶ原、字大塩道下、字地藏田の各全部

## 【都市計画変更の理由】

宮崎市の都市計画道路は、戦後まもない昭和 21 年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原型が構築されました。その後、人口の増加や市街地の拡大が続く社会を見据え、長期的に必要とされる密度や規模等を考慮して、都市計画道路の追加・変更が行われてきました。

昨今の少子高齢化や人口減少が進む中、社会経済情勢の変化に対応した本市が目指す都市構造、「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」を考える上で、当初計画決定された時点での必要性や位置付けに変化が生じている路線が存在しています。

近年、財政状況の逼迫などから公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点からも、より一層、効果的かつ効率的な事業展開が求められています。また、都市計画道路の計画区域内は、関係法令により一定の建築制限が課せられていることから、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路の必要性や見直しなどを求める声も高まっています。

本市では、こうした社会情勢の変化などを踏まえ、都市計画道路の必要性を検証し、適切な見直しを行う上での市の基本的な考え方を明らかにすることを目的に、「都市計画道路見直しに関する基本方針」を平成 19 年 3 月に策定し、更に、長期未着手となっている 36 路線の都市計画道路について、「必要性」や「実現性」に関する評価を行い、令和元年 9 月に同指針の改訂を公表しました。

今回、この基本方針に基づき 3・4・20 号 大塚通線について、周辺道路を含む道路交通体系等を総合的に検討した結果、以下の理由により廃止するものです。

本路線は主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低く、交通ネットワーク上の幹線機能は、既に東側の生目通線（県道南俣宮崎線）や西側の大塚台 1 号線で確保されており、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測されます。

